

議案第3号関連資料

明石市社会福祉審議会条例等の一部改正について

本年4月の「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号）の施行に伴い、明石市社会福祉審議会条例など関係条例について、規定の整備を行うものです。

1 法改正の概要

こども家庭庁設置に伴い、必要となる法令の変更を行うため、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が施行されます。

これにより46本の関連法律が改正されますが、このうち、本市の条例に影響を及ぼす主な改正点は以下のとおりです。

- ▶主務大臣等の変更（厚生労働大臣→内閣総理大臣）と協議の削除
- ▶審議会等の機能移管（子ども・子育て会議→こども家庭審議会）に伴う改正
- ▶行政組織に関する法律の改正 など

2 改正する条例と改正内容

同法の施行に伴い、以下の5本の条例の一部を改正します。

条例名	改正内容	所管課
明石市社会福祉審議会条例	○第1条、第2条関係 審議会の権限移管に伴う子ども・子育て支援法第77条第1項等の条ずれによる所要の整備	福祉局福祉政策室 福祉総務課
明石市立保育所条例	○第5条関係 子ども・子育て支援法第19条の一部の削除に伴う所要の整備	こども局 こども育成室
明石市立ゆりかご園条例	○第6条関係 主務大臣の変更に伴う条例の文言変更	福祉局生活支援室 発達支援課
明石市立知的障害児通園療育施設条例	○第6条関係 児童福祉法第6条の条ずれによる所要の整備 ○第9条関係 主務大臣の変更に伴う条例の文言変更	福祉局生活支援室 発達支援課
明石市立知的障害者福祉施設設置条例	○第6条関係 主務大臣の変更に伴う条例の文言変更	福祉局生活支援室 障害福祉課

※いずれの改正についても、市民サービスの提供にかかる直接的な影響はありません。

3 改正期日

2023年（令和5年）4月1日